

学位論文題名

互市から見た清朝の通商秩序

学位論文内容の要旨

1940年代以降、ジョン・キング・フェアバンク(John King Fairbank)をはじめとする学者たちが、清朝固有の外交制度を説明するため、中国明清時代以来の朝貢の事例を取り上げ、清朝のみならず、中国在来の対外関係・対外貿易を「朝貢体制」としてまとめた。しかし、明と清の朝貢に関する事例を取り上げて、清朝固有の外政・通商制度を述べることは、清と明の連続性を過大視しすぎるのではないか。実は明清時代の対外体制の連続性はフェアバンクらが考えた説より、少ないかもしれないと思う。また、「朝貢体制」が清の対外関係を包括できるか、明・清両時代の朝貢から抽象化した「朝貢体制」を中国の歴史全体までに拡大できるか、も疑問である。当然、「朝貢体制」論に対し、疑問を持っている研究者は多くいる。「朝貢体制」論に対する反動の中で、最も有名なのは、やはり「朝貢体制」論が生まれたアメリカの中国史学界である。「朝貢体制」論の背後には、濃厚な西洋中心主義的歴史観が見え隠れするので、1970、80年代から、アメリカの中国史学界では、「朝貢体制」論を修正し、中国の内在性・自律性を強調して研究すべきという「中国自身に即した」アプローチが台頭してきた。そのアプローチに影響され、日本の中国史学界においても、中国史を再認識する動きが見られる。様々な動きの中で、中国の固有の通商秩序及び経済史の視点から、フェアバンクらの「朝貢体制」論を修正しようとするのは、濱下武志が主張する「朝貢貿易システム」である。にもかかわらず、中国固有(特に明清以来)の外政・通商制度を朝貢(貿易)体制を見做すことにおいて、「朝貢貿易システム」は「朝貢体制」論と同じである。

「朝貢体制」論や「朝貢貿易システム」が定義した清朝の通商秩序に対し、中国の歴史学界は、いつも疑問を抱いているが、全面的に清朝の通商制度・秩序の具体像を示した業績は、また見られない。よって、中国の視点から清朝の通商制度・秩序を提示する研究が必要だと考えられる。

古来、外国と中国の通商貿易行為を指す言葉について、中国側の史料を調べれば、「朝貢貿易」という言葉を見つけることができないが、通商・貿易・交易の同義語である「互市」の方は、よく目に入るのである。さらに、清当局が自国の通商制度をどのように見ていたか。乾隆帝の諭旨で編纂された『皇朝文献通考』を見れば、清は、本朝の「互市」制度は宋朝から継承した、と述べたことがわかる。よって、「互市」の視点から、清朝の通商制度を考察すれば、清朝の固有の通商体制の実像を見つけることができるのではないかと考え、筆者は、この問題を博士論文のテーマとして取り組んでいる。

結論では、清当局が本朝の「互市」制度を宋代まで溯っていたと述べたため、まず、宋代から明代にかけての「互市」制度を考察し、清朝の制度の由来を把握する。そして、宋代から明代にかけての陸路・海路「互市」制度を紹介することによって、中国の固有の通商制度は「朝貢貿易」ではなく、「互市」だと論証する。

第一章では、『皇朝文献通考』の編纂者が、「互市」の場所によって、清朝の通商貿易の種類を、「海舶」、「関市」、「在館交易」の三つに分けているため、筆者は、清代のこの三つの通商貿易の事例をそれぞれ取り上げ、清朝の通商制度・秩序の実態を究明した上、清朝の通商制度・秩序と清代以前の「互市」制度の連続性を指摘する。そして、取り上げた事例から、清朝と通商貿易をする国・政権と清朝の関係も見られる。清の「與國」、属国など清と外交関係を持つ国、そして清と外交関係を持たない「互市国」は、みな清と通商貿易することは可能である。よって、正式の外交関係の有無にかかわらず、清の通商秩序に従えば、外国商人がみな清の互市場で交易することは許される。

第二章では、1689年のネルチンスク条約以来、清と対等な外交関係を持つロシアが、中国との通商貿易のあり方を考察する。ネルチンスク条約以降、清朝がロシアを「與國」として扱ってきた。「朝貢体制」論は、清朝の対外体制を「朝貢体制」として認識するため、清朝が外国を対等的に扱わなく、みな「朝貢国」と見なすことを主張する。しかし、少なくとも、清露関係には「朝貢体制」論が適用できない。本章によれば、ロシア隊商が清の通商制度に従い、中国貿易を行っていたことがわかる。

第三章では、アヘン戦争以降、次々と締結された清英、清米、清仏条約を取り上げ、その所謂西洋近代的な条項を分析しながら、それらの条項と清朝の固有の通商体制の関連性を明らかにする。「朝貢体制」論は、1842年以降の清英条約を注目し、中国が南京条約を締結してから、西洋の衝撃によって、従来の外交・通商制度が次第に崩壊して、中国の外交・通商制度が「条約体制」となったこと、を主張している。しかし、本章の考察によれば、清朝の固有の通商秩序が、1842年以降にもほぼ維持されたこと、そして所謂「条約体制」の中での条項は、実は清朝の固有の制度にしたがうものが多いこと、などがわかる。また、英国が清朝と対等な平和条約を締結したため、清にとって、英国はこれまで広東などの開港場で貿易する「夷」たる「互市国」から、清の「與國」となった。

第四章では、第二次アヘン戦争以降、清朝と英・仏・露・米の間で締結した諸条約を取り上げ、分析する。これらの条約によって、清朝の外交制度が大きく変化したと考えられる。しかし、通商において、協定関税による税則の改定や外国人税務司制度の導入などの変化があったが、諸国が中国の開港場や互市場で貿易している限り、中国の商業・通商秩序に従わなければならないところが多いため、清朝の固有の通商秩序はまだ多く維持されていると考えられる。

第五章では、清と日本の通商関係を取り上げる。1871年の日清修好条規及び通商章程が締結されるまで、日清両国には、政府間の公式の外交関係が築かれなかったが、長崎に通う中国商船の貿易によって通商関係を持っていた。長崎貿易の存在のため、清朝は日本を「互市諸国」として認識していた。本章において、まず、長崎貿易の有り様を紹介しながら、外交関係が築かれる以前の清・日通商関係を考察する。次に、日清修好条規及び通商章程の内容を分析し、これまでの清朝と諸外国間の条約と比較して、清朝の条約史の中で異色な存在だった日清修好条規及び通商章程を、位置付ける。最後、日清修好条規の後、清・日間の通商関係に影響を与えるいくつかの条約の規定を取り上げ、清朝の最期までの清・日通商関係を考察する。

結論では、以上取り上げた「互市」の事例を通じて清朝の通商制度・秩序をまとめ、「朝貢体制」論が誤った点を指摘した上、中国における「互市」制度の通時性、及び東アジアの固有の通商貿易制度を議論するための一つの視点になる可能性などについて、これからの課題として提起する。(2828字)

学位論文審査の要旨

主査 助教授 川島 真
副査 教授 中村 研一
副査 教授 松浦 正孝

学位論文題名

互市から見た清朝の通商秩序

従来、アヘン戦争以前の東アジアには、中国を中心とし、「華夷」（自らを華とし他を夷とする世界観およびそれに基づく儀制、中国のみならず朝鮮・日本にも見られるもの）と「海禁」（私貿易を基本的に禁止し、政権が貿易を管理すること）に基づく国際秩序が存在していると考えられた。そして、この中国を中心とする東アジアにおける国際秩序については、これまでさまざまな議論が（主に海外の学界で、殆ど解釈学のように）蓄積されてきた。まず、1940年代以来のフェアバンク、あるいは戦後日本の坂野正高の議論がある。彼らは、こうした「伝統」的な中華世界秩序(Chinese World Order)が、アヘン戦争後、近代条約的な秩序に飲み込まれていくさまが重視された。そこでは、朝貢システムと条約システムの邂逅、対峙、衝突、併呑の課程が描かれることになった。また、西嶋定生は、中国の王朝から冊封を受けることにより、東アジアの各王権が当該地域における自らの権威を高めるといったような冊封体制論を展開した。そして、濱下武志はそうした政治的なコンテキストで東アジアの国際秩序を捉えることを批判し、朝貢や冊封も結局のところ、経済活動を潤滑に進めるための方便にすぎず、その主眼は経済活動にあったとしたのである（朝貢貿易システム論）。昨今は、たとえば古田博司のように「華夷」を中華思想と同義に位置づけ、北東アジア諸国はそれぞれが中華思想を有するから協調が難しいとしたり、あるいは東南アジア史研究や琉球史における諸研究のように、朝貢貿易をめぐる実態、担い手などについて詳細な研究が積み重ねられ、朝貢の担い手は華僑が多く、朝貢貿易が在外華僑の移民先での生活・存在保障ともなっていたこと、また東南アジア諸国が実際には中国を「華」と思っていたわけではないこと、など既存の議論に多くの疑義が呈されていた。

本論文は、こうした一連の議論や定説とされてきた議論に大きな疑問と仮説を提起するものとなっている。具体的には、「互市」という、国境地帯や沿岸部にておこなわれた、中国と他者との間でおこなわれた貿易を示す言葉に注目する。この語は、近世・近代初期の朝鮮や日本でも用いられた語であり、また現在の中国の辺境貿易でも用いられる語である。この「互市」をこれまでの研究は検討してこなかったのではないかと、いうのである。そして、その「互市」のあり方を宋代から清代にかけて検証し（第一章）、「海舶、関市、在

館交易」という三類型を提示するとともに、そこでは清の貿易のルールに従いさえすれば、誰でも貿易できたのであって、そこにこそ清代以後の中国の通商の実態であり、徴税、安全保障（辺境防衛）の面からも重視され、それはアヘン戦争以後も基本的に維持された可能性が高い、とするのである。むろん、本研究においても、国王の交代の時などに国王の位を授け、暦などを与える「冊封」、定められた時期到北京に詣で（「朝」）、貢物を奉じ、その返礼を頂戴する（「貢」）ことが存在したことを否定するわけではない。だが、実態とも言える貿易関係については、こうした冊封、朝貢と密接不可分であったのではなく、朝貢していなかったり、朝貢を停止してもおこなわれていた、というのである。朝貢はこの「互市」のための必要条件ではなく、冊封・朝貢によって東アジアの対外関係全体を説明したり、あるいは冊封・朝貢などを経済的な面から説明する朝貢貿易システム論は大きな過ちをおかしているとする。

また、中国においては外国を全て「華夷」で捉えていたかのような認識についても疑義を呈する。それは1689年のネルチンスク条約以後に関係を有したロシアが、「與国」と称され、「属国」などと区別されたことから明白だとする（第二章）。このロシアの隊商も清のルールの下で貿易をおこなっていた。

そして、従来、時代の画期とされたアヘン戦争についても、通商秩序という観点で見れば、清のそれに従うとされており、基本的に「互市」の連続性の下に捉えられるとする。そして、従来アヘン戦争の遠因として説明され、日本の世界史教科書にも述べられる「広東システム」についても、それはイギリスに限定されたものであり、諸外国全体に適用されたものではなく、またこれは外交というよりも「互市」の規範の問題であって、アヘン戦争以後は、かつて広州一行に「互市」を限定されていた「互市国」としてのイギリスが他港でも貿易が認められる「與国」になったことを示すに過ぎないとする（第三章）。

通商という面を見た場合、清にとって大きな変化があったのは、アロー戦争後の天津・北京条約であった。だが、協定関税、税則改訂の不自由さは増していくものの、この時点ではまだ中国の通商・商業秩序を外国人商人が守らねばならないことも多く、清朝固有の通商制度は維持されたとする（第四章）。また、こうした西洋諸国との関係が築かれる中で、「属国」でも「與国」でもないが、地理的に近いところに位置する「互市国」日本が、きわめてイレギュラーな存在として位置づけられていくことを示す（第五章）。

この論文は、「互市」という、これまで看過されてきた、東アジア、中国の歴史世界、そして近代以後も通底するかもしれない重要なフィールドに光をあて、朝貢貿易システム論（濱下武志）、そして広東システム論（坂野正高、フェアバンク）について、強い批判をおこなっている。そうした意味で、学界に対しても相当強力なインパクトを有するものとなっている。そして、ルールさえ守れば外交関係にとらわれず貿易ができた「互市」の存在、またその歴史的連続性への指摘は、とかく華夷でとらえがちな東アジアの国際秩序についても、あらたな示唆を与えるものと思われる。こうした点で、本論文はアジア政治史の論文として、きわめて高い評価を与えられることができよう。

しかし、挑戦的な論文であるだけに問題も少なからず存在する。たとえば、この「互市」は本当に「華夷」性がないのか、また朝貢や冊封とは本当に無関係なのか。互市では扱え

ない商品が朝貢では得られるなどといったことはなかったのか。数量的に見て互市貿易の実態はどうであったか。そして根本的に「互市」が、言葉として用いられたにしても、体制やシステムと言えるだけの統一性を有していたのかといったことなど、疑問は尽きない。だが、これらの疑問はいずれも、「互市」という新たな歴史的視野が開拓された故のものであり、問いそのものが本論文の産物であろう。そして、本論文の価値を損なうものでもなく、むしろ今後の発展の可能性を多様に示すものであるともいえる。

以上の点をふまえ、審査員一致して、本論文を合格とすることとした。(丁)